

魅力向上事業に関する事項

1 魅力向上事業について

扇町公園は、交通至便な商業・業務系エリアに立地しており、公園の周辺にはキッズプラザ大阪や北区民ホール、天神橋筋商店街など、多様な施設があります。また、公園の南側（もと大阪市水道局用地）では、医療施設や劇場、カフェなどからなる複合施設の建設が進んでいます。

園内には、公園の中央に位置する自由広場や、起伏を活かした大型遊具、多様なスポーツの場である扇町プールなどがあり、地域の方々による日常的な利用をはじめ、様々な目的で幅広い年代の方々が利用されています。また、健康意識の高まりや新型コロナウイルスの感染拡大など、社会情勢が大きく変化している今般において、都市の中の貴重なみどりのオープンスペースである扇町公園は、今後ますます重要な存在になっていくと考えます。

一方で、公園に関わる方々が主体となった魅力向上を実現させるためには、扇町公園に愛着を持った方々をまずは増やしていく必要があります。そのためには、扇町プールの利用者や公園内を通過されている方々なども含めた幅広い公園利用者に対して、さらなる利用機会の創出や滞留促進につながる仕掛けを実践していく必要があると考えています。また、一部の水景施設は休止中となっており、有効に活用されていないという課題もあります。

そのため、指定管理事業者には、上記の公園特性や課題も踏まえた上で、扇町公園のコンセプトである「多様な利用者ニーズに応え続ける交流と活力の拠点」の実現に向け、次のとおり魅力向上事業を実施していただきます。なお、提案を求める具体的な事項については、本別紙の4に記載している内容を参照してください。

(1) 事業全体のマネジメント計画及び実施体制【最重要事項】

扇町公園の魅力向上を図るためには、質の高い公共空間の確保を前提とした上で、多様なニーズに応えとともに、また今後の状況変化などにも柔軟に対応しながら、事業を持続的に改善・発展させ公園の新たな使い方・楽しみ方を提供していくことが最も重要であると考えます。そのため、事業の実施に先立ち、公園全体の管理運営と魅力向上を相乗的に進めるための具体的なマネジメント計画の提案を求めます。また、多様な主体に対する活動支援や連携促進など、これまでの活動実績を踏まえ、民間事業者ならではの優れたアイデアやノウハウを活かしながら、マネジメント計画を実践していくための効果的な実施体制も併せて提案してください。

(2) ソフト事業及びハード事業

上記のマネジメント計画及び実施体制に基づき、誰もが幅広く利用・活用することができる質の高い空間づくりに資するソフト事業及びハード事業を実施してください。なお、ソフト事業については、現状利用にも十分配慮しながら、公園利用者の利便性向上や幅広い公園活用を実現する提案を求めます。また、ハード事業については、多様な利用や活動の拠点となる施設や、誰もが気軽に憩うことができる滞留空間などを創出する提案を求めます。

2 魅力向上事業の事業計画

魅力向上事業は、募集要項P 3、4に記載の指定期間を通じて実施していただきますが、本募集では、指定期間開始後概ね5年間に於いて実施又は着手が可能な事業を対象に提案してください。提案いただいた指定期間開始後5年間の事業（以下「当初提案事業」という。）は、大阪市との協議により実施不相当と判断した場合又は指定管理事業者の責によらない場合を除き、原則、実施しなければなりません。なお、扇町公園のコンセプトの実現に向け、持続的な魅力向上を図っていくという観点から、指定期間開始後6年目以降の事業展開についても可能な範囲で提案してください。

指定管理事業者の決定後は、当初提案事業について記載した事業計画（以下「当初事業計画」とい

う。)を作成し、大阪市に提出してください。その後、大阪市の指示に基づき、必要に応じて当初事業計画を修正した上で、大阪市の承認を得てください。

また、当初事業計画の事業期間が終了する前（令和9年度中）には、次期5年間の新たな魅力向上事業の計画（以下「次期事業計画」という。）を作成（以降5年度ごとに作成）し、大阪市に提出してください。次期事業計画には、本募集で提案していただく指定期間開始後6年目以降の事業展開や、新たな事業提案について記載することができますが、その実施可否は大阪市が設置する会議等において諮り、決定するものとします。なお、当初事業計画が計画どおり遂行されていると大阪市が認めた場合は、5年度を待たずして、次期事業計画を提出することができます（以降の事業計画についても同様とします）。

3 提案の前提条件

(1) 関係法令等

魅力向上事業の計画及び実施に当たっては、別紙1 P 9、4(3)及びP12、5(1)に掲げるもののほか、次の法令等の規定を遵守してください。

- ・都市計画法、文化財保護法、ガス事業法、電波法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、その他関連法規
- ・大阪市都市景観条例、大阪市屋外広告物条例、建築物における駐車施設の附置等に関する条例、大阪府生活環境の保全に関する条例、大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施（技術）基準（大阪市）、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱、大阪市暴力団排除条例、その他関連条例
- ・土木工事共通仕様書（大阪市建設局）、土木工事標準図面集（大阪市建設局）、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、電気設備工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、機械設備工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、その他関連仕様

(2) 公園のゾーニング

扇町公園の再整備に際して作成したゾーニング計画（平成7年度）と、現状の機能・利用を踏まえ、現在の扇町公園におけるゾーニングの考え方を次のとおり整理しています。提案に当たっては、ゾーニングに沿った事業計画を立案してください。

(参考) 扇町公園のゾーニング

ゾーニング	凡例	配慮が必要な事項
みどりゾーン		樹木の保全と良好な維持管理が必要
広場ゾーン		多様な利用の場としての機能維持・向上が必要
遊びゾーン		遊びの場としての機能維持・向上が必要
スポーツゾーン		スポーツの場としての機能維持・向上が必要
エントランスゾーン		開放的な空間形成が必要
主要動線		動線機能の確保が必要

(3) 新たな公園施設の設置に関する要件

扇町公園は、都市の中の貴重なみどりのオープンスペースとして、地域の方々を中心とした多くの利用者の憩いや余暇活動の場として利用されています。

新たな公園施設（非建築物を含む。以下同じ。）の提案に当たっては、既存の樹木や広場機能を守るとともに、施設の設置状況や利用実態などを踏まえ、公園利用者の利便性やサービス向上を図る

提案としてください。

ア 公園施設の種類

法第2条2項に規定する公園施設に限りです。ただし、扇町公園内には既に公園駐車場があり、周辺にも扇町通地下駐車場などの駐車場が立地していることから、新たに駐車場を設置することはできません。

イ 許容建築面積

魅力向上事業において建築物を設置することができる面積（以下「許容建築面積」という。）は、1,400㎡とします。ただし、公園条例第2条の5各項の特例措置が適用される建築物については、同条各項に定める建蔽率の範囲内であれば、許容建築面積を超えて設置できることとします。

（参考）現在の扇町公園における建蔽率と建築可能面積

- ・ 現在の扇町公園の開設面積は、73,195㎡です。
- ・ 大阪市営公園の建蔽率は公園条例第2条の5で定めており、扇町公園は同条第1項第3号に該当するため、建蔽率は4％としています。
- ・ 上記の建蔽率に基づく建築可能面積は1,557㎡となりますが、大阪市の事業などにより建築面積が今後増加する可能性も考慮し、許容建築面積は1,400㎡とします。
- ・ なお、休養施設、運動施設、教養施設などについては、同条第2項の規定により、10％を限度に同条第1項の建蔽率を超えることができ、運動施設である扇町プールは当該特例措置の対象となっています。
- ・ また、屋根付広場や壁を有しない雨天運動場、その他の高い開放性を有する建築物については、同条第4項の規定により、10％を限度に同条第1項から第3項に規定する建蔽率を超えることができます。

大阪市公園条例第2条の5に基づく
扇町公園の建築可能面積（建蔽率）

現在の扇町公園の既建築面積（建蔽率）と
新たな公園施設の建築可能面積

第5項に基づく特例措置 1,463㎡（2％）	第5項に定める施設の建築可能面積 1,463㎡
第4項に基づく特例措置 7,319㎡（10％）	第4項に定める施設の建築可能面積 7,319㎡
第3項に基づく特例措置 14,639㎡（20％）	第3項に定める施設の建築可能面積 14,639㎡
第2項に基づく特例措置 7,319㎡（10％）	第2項に定める施設の建築可能面積 4,502㎡
	第2項の施設の既建築面積 2,817㎡（3.84％）
第1項に基づく建築可能面積 2,927㎡（4％）	第1項に定める施設の建築可能面積 1,557㎡ ※ 許容建築面積は1,400㎡
	第1項に定める施設の既建築面積 1,370㎡（1.87％）

ウ 設置場所

新たな公園施設の設置場所については、本別紙の4(2)イ及び別図1（P11～13）を参照してく

ださい。

エ 建築計画等の確認

整備に当たっては、整備予定地において、提案に沿った施設が確実に整備できることを確認する必要があります。

土地利用については、本別紙の3(1)に掲げる関連法令等による様々な規制があるため、次のとおり必要な問合せを申請者自らがを行い、法令等を遵守した提案内容であることを必ず確認してください。また、その確認は、原則、募集期間中に行ってください。

- ・ 下表に示す問合せ内容について、対応する問合せ先へ問い合わせてください。
- ・ 問合せの際には、必要事項を記載した様式16「計画調整局への確認事項」を問合せ先へ提示し、本件公募に係る確認であることを申し出てください。
- ・ 問合せ先との打合せ後、様式16に確認した内容を記入の上、申請書類の提出時に併せて提出してください。
- ・ また、問合せの結果、建築計画等と諸規制等を照らし合わせることにより、申請事業者自らが施設整備可能と判断した日を様式16に記入し、提出してください。

問合せ先	電話番号	問合せ内容
計画調整局開発調整部開発誘導課 (大阪市役所本庁舎7階)	06-6208-9285	開発許可の要否、 大規模事前協議の要否
計画調整局建築指導部建築確認課 (大阪市役所本庁舎3階)	06-6208-9291	用途規制、建蔽率・容積率の制限、高さ制限、 日影規制の有無、接道

※計画調整局開発調整部開発誘導課との相談に際しては、事前の電話連絡が必要となります。

オ 保証金

指定管理事業者は、公園使用料その他本事業から生じる全ての債務の担保として、指定管理事業者が所有する施設等の撤去・処分費相当額を、大阪市に保証金として預託していただきます。保証金の納入時期や納入額の算定方法等については、別途大阪市と協議してください。なお、建築物が建築基準法に定める「簡易な構造の建築物」に該当する場合には、別途協議できるものとします。

保証金は、公園施設設置許可期間中、大阪市が無利息で預かることとし、許可期間の満了又は解除に際し、指定管理事業者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当した残額を返還します。

【保証金の算出方法】

指定管理事業者が所有する建築物の延べ床面積×単価（次の(ア)及び(イ)のとおり）＋指定管理事業者が所有する屋外（建築物以外）公園施設の設置許可面積 × 500 円/㎡

(ア) 鉄骨造

1棟あたりの面積が1,000㎡未満の場合 23,000 円/㎡

1棟あたりの面積が1,000㎡以上の場合 24,000 円/㎡

(イ) 軽量鉄骨（プレハブ）造

1棟あたりの面積が500㎡未満の場合 22,000 円/㎡

1棟あたりの面積が500㎡以上の場合 23,000 円/㎡

カ 原状回復

募集要項P3、4に記載のとおり、指定期間の満了又は指定の取消しにより、指定管理等業務が終了したときは、新たに設置した公園施設について、大阪市が定める期間までに指定管理事業者の負担で原状回復していただきます。ただし、協議の結果、大阪市が原状回復を不要とした場

合についてはこの限りではありません。

(3) 公園施設設置許可及び当該使用料

一般園地において、新たな公園施設の設置運営を行う場合、設置又は管理する公園施設の内容やその範囲等について大阪市と事前に協議の上、大阪市からの公園施設設置許可を得る必要があります。当該許可の期間は、公園条例施行規則第 15 条に定める期間内としますが、指定期間内であれば更新を申請することは可能です。

当該許可に関して、指定管理事業者は当該使用料を大阪市に納付していただきます。当該使用料の考え方については、別紙 1 P13、5(6)ア及び参考資料 4 を参照してください。

(4) 占用許可及び当該使用料

一般園地において、法第 7 条及び都市公園法施行令第 12 条に規定する占用物件を設ける場合、占用範囲等について大阪市と事前に協議の上、大阪市からの占用許可を得る必要があります。当該許可の期間は、公園条例施行規則第 15 条に定める期間内としますが、指定期間内であれば更新を申請することは可能です。

当該許可に関して、指定管理事業者は当該使用料を大阪市に納付していただきます。当該使用料の考え方については、別紙 1 P13、5(6)イ及び参考資料 5 を参照してください。

(5) その他

提案事業の企画や実施にかかる費用（既存施設の撤去費用等も含む）は全て指定管理事業者の負担とします。なお、提案事業の実施に当たっては、事前に大阪市と協議の上、大阪市の承認を得る必要があります。

4 提案を求める内容

本別紙の 1（P 1）に記載している内容を踏まえた上で、公共空間としての魅力向上に資する事業提案を行ってください。なお、「必ず提案してください」としている内容について提案が無い場合は、募集要項 P15、8(10)ウに記載のとおり申請書類を受理しません。

(1) 事業全体のマネジメント計画及び実施体制に関する提案

ア マネジメント計画

扇町公園の現状や多様な利用者ニーズなどを常に把握しながら、公園全体の管理運営と魅力向上を相乗的に進めるために、事業全体をマネジメントする計画について必ず提案してください。提案を求める事項は次のとおりです。

- ・ 事業全体のスケジュール
- ・ プラットフォームやコーディネーターなども活用した事業実施フロー
- ・ 事業の評価・改善の仕組みも盛り込んだ P D C A サイクルの考え方

イ 実施体制

上記のマネジメント計画を実践するための実施体制について必ず提案してください。提案を求める事項は次のとおりです。

- ・ 民間事業者ならではのアイデアやノウハウを活かした効果的な実施体制
- ・ 指定管理事業者内での連携・調整体制
- ・ 周辺の施設や地域団体などとの連携の仕組み

(2) ソフト事業及びハード事業に関する提案

ア ソフト事業に関する提案

ソフト事業について、現状利用への配慮を前提とした上で、一般園地及び扇町プールを活用した提案を行ってください。なお、提案に当たっては、公園内や周辺の施設、地域団体などとの連携事業について積極的に企画してください。

(ア) 一般園地に関する提案

扇町公園は交通至便な商業・業務系エリアに立地していることもあり、公園内で滞留されている利用者の他にも、多くの方々が生活動線として公園内を通行されています。そのような通過利用者も含め、誰もがゆったりと憩い休息することができる場となるよう、「憩い・休息機能」を高めるソフト事業について必ず提案してください。

また、公園内には大型遊具があり、キッズプラザ大阪も隣接して立地していることから、子どもや子育て世代の方々も多く利用されているという特徴があります。そのため、子どもの遊びをより豊かなものとし、また子育て支援にも寄与するよう、「遊び・子育て機能」を高めるソフト事業について必ず提案してください。

上記の各機能について、大阪市では次のような提案を期待します。

【憩い・休息機能】

- ・ レジャーグッズの貸出サービス
- ・ 休息機能や飲食サービスを提供する仮設物の設置 など

【遊び・子育て機能】

- ・ 子どもや子育て世代を対象とした各種教室やプログラムの実施 など

上記の各機能に関連する事業以外にも、誰もが幅広く利用・活用することができる質の高い空間づくりに資するソフト事業について提案することができます。なお、一般園地の既存広場を活用してソフト事業を実施しようとする場合は、プラットフォームを活用して事業の実施ルールを作成するなど、現状利用との両立を図るための取組みをあらかじめ行ってください。

(イ) 扇町プールに関する提案

扇町プールは屋内外のプールやトレーニング場、体育場などを有した公園施設であり、多様な運動・スポーツの場として多くの方々に利用されています。そうした扇町プールの運営ノウハウを活かしつつ、開放感のある屋外空間も活用することで、プール施設内外の利用者により魅力的な運動プログラムを提供することができ、一般園地との相互利用の促進にもつながると考えています。

上記を踏まえ、別紙1 P 5、2(2)キに記載にしている教室等に加え、プール施設内、さらには既存広場や新たに設置するオープンスペースなども活用した、「運動・健康機能」に関する新たなソフト事業について必ず提案してください。大阪市では次のような提案を期待します。

- ・ プール施設内での新たな運動プログラムの実施
- ・ 広々とした屋外空間ならではの運動プログラムの実施
- ・ 利用時間外・利用期間外における屋外プールの有効活用
- ・ スポーツグッズの貸出サービス など

なお、「運動・健康機能」に関連する事業以外にも、プール施設内を有効に活用したソフト事業について、現状利用との両立を図ることを前提に提案することができます。

イ ハード事業に関する提案

上記のソフト事業や今後のさらなる公園利活用をサポートするために、必要な公園施設を整備するハード事業の提案を求めます。提案に当たっては、既存樹木を保全することとし、やむを得ず既存樹木が支障となる場合は、既存樹木の樹勢を確認した上で、移植または新植を行ってください。

また、新たに設置する公園施設の外構においても樹木を植栽するなど、扇町公園のみどりや景観との調和にも努めてください。

現状の公園機能を維持し、質の高い公共空間を確保する観点から、提案可能なエリアは次の(ア)から(オ)に限定します（本別紙の別図1（P11～13）参照）。なお、各エリアの機能向上のみならず、扇町公園全体としての機能向上につながるよう、公園のゾーニングや現状利用を踏まえた提案を行ってください。

(ア) 扇町プール前の水景施設エリア（A区域）

扇町プール前に立地する水景施設は現在休止中であるため、扇町公園の魅力向上に資する公園施設として再整備する必要があります。また、当該水景施設エリア（以下「A区域」という。）は、扇町公園の主要な公園施設や動線と近接しているため、扇町プールの利用者や通過利用者なども含めた多様な公園利用者が集い交流する場所として高いポテンシャルを有しており、魅力向上の拠点となりうるエリアであると考えています。

そのため、A区域の全面を活用し、必要な機能向上を図る再整備について必ず提案してください。提案を求める内容は次のとおりです。

① 利活用拠点機能

今後、コーディネート業務やソフト事業の実施などを通じて、より多くの方々が扇町公園に訪れ、様々に公園を利用・活用することが想定されます。そのため、多様な利活用をサポートする拠点として、公園利用者の案内窓口や、ワークショップスペースなどを備えた新たな公園施設の設置について必ず提案してください。

② オープンスペース機能

上記の利活用拠点機能の拡充に加え、屋外での憩いや多様な活動にも対応するために、高質なオープンスペースも必要であると考えています。そのため、芝生広場（天然芝、人工芝）や屋根付き広場など、開放感のある空間の整備について必ず提案してください。

③ 滞留拠点機能

扇町プールの利用者や通過利用者なども含めた多様な公園利用者呼び込み、公園内での滞留を促す拠点として、多様なサービスを提供する新たな公園施設の設置について必ず提案してください。大阪市では、次の機能などに関連した提案を期待します。

機能	期待する提案（具体例）
憩い・休息機能	・ 無料の休憩スペースやトイレの設置 ・ 飲食店の設置 など
遊び・子育て機能	・ 授乳室の設置 ・ 遊戯施設の設置 など
運動・健康機能	・ 更衣室やシャワールームの設置 ・ 健康測定機器の導入 など

(イ) 南西エントランスの水景施設（B区域）

南西エントランスに立地する水景施設も現在休止中であるため、当該エリア（以下「B区域」という。）を活用し、利用機会の創出や滞留促進を図るための再整備について提案することができます。なお、再整備を行う場合、旧大阪プールの飛び込み台を模した景石（本別紙の別図1（P13）参照）は、撤去せずに存置または公園内での移設を行ってください。

(ウ) B区域の周辺エリア

B区域の再整備を行う場合に限り、周辺エリア（本別紙の別図1（P11、13）参照）を活用し、一体的な空間創出を図ることもできます。

(エ) 扇町プール

扇町プールにおける利便性向上を図りつつ、プール施設の利用者を一般園地にも呼び込むために、A区域との境界部分における新たな動線設定が必要であると考えています。そのため、「相互利用動線機能」として、扇町プールにおける新たな入退館システムの導入や出入口の整備などにより、A区域との接続を図る動線設定について必ず提案してください。なお、大阪市として期待する提案の具体例は次のとおりです。

（例1）屋外プールとA区域の接続

…屋外プールの利用後、A区域で新たに設置した更衣室で着替え、そのまま休憩スペースや飲食店で憩うことができる。

（例2）屋内プールとA区域の接続

…一般園地から屋内プールを見学できるような設えとすることで、水泳教室に参加する子どもを見学しながら、オープンスペースなどで憩うことができる。

また、扇町プールの機能向上を図るために、各施設の美装化・更新や、新たな設備の導入などについても提案することができます。なお、提案に際しては、扇町プールの各種機能を維持することを前提としてください。

(オ) その他エリア

既存の公園施設が有する現状の用途は変更せず、その機能を高めるための提案を行うことができます。ただし、機能性向上を図った後も、平常時（プログラムの実施時などを除く期間。以下同じ）は誰もが自由に無料で利用できる施設として管理運営を行うこととし、収入を伴う公園施設（清涼飲料水自動販売機など）の設置や、一部エリアの有料化などについて提案することはできません。大阪市では、園路やトイレの美装化、大型遊具のリニューアルなどの提案を期待します。

(カ) 設計に関する要件

ハード事業の提案及び実施に際しては、設計条件に関する各種条件を満たす必要があります。なお、動線計画及び空間構成については、本別紙の別図2（P14）も参照してください。

① 既存施設の撤去

A区域、B区域及び周辺エリア内において不要となる既存施設については、原則として全て撤去することを前提に設計してください。ただし、現状の施設形態を活かして機能転換を図る場合、存置することを前提とした設計も可能とします。

② 排水計画

現在、A区域内にある水景施設については、雨水流出調整に関する実施基準（大阪市建設局）に基づき、公園内（扇町プールの雨水も含む）の雨水を一定量貯留する計画となっています。さらに、ご提案いただく新たな公園施設の整備により、現状の計画雨水量及び汚水量

を上回った場合等は、新たに雨水貯留が必要となる場合があります。

なお、雨水貯留機能を有する当該水景施設は、遵守すべき許容流出係数などについて、再度、同実施基準に基づき計画雨水量及び汚水量を精査し、大阪市建設局下水道部と協議の上で、園内の排水機能に支障をきたすことのない範囲において、廃止や構造の変更等が可能です。

また、A区域内の躯体等が不要となった場合は、原則として撤去することを前提としていますが、当該協議やゲリラ豪雨対策など雨水を一時的に貯留する地下貯留槽等（砕石貯留槽や再生プラスチック製貯留槽など）として活用する場合は、躯体等の存置を前提とした提案も可能とします。また、存置する躯体等の対象範囲については、ご提案いただく整備内容や具体的な設計協議内容等を踏まえ大阪市が決定します。

③ 動線計画

現状の利用形態を守る観点から、主要動線を変更することはできません。また、サブ動線についても支障とならない計画としてください。なお、A区域を横断するサブ動線については、園路を撤去する提案も可能としますが、既存の動線機能を別途確保した設計としてください。

④ 空間構成

【A区域】

扇町プールの中央部から自由広場を見渡すことができるよう、開放感のある空間を確保した設計としてください。また、建築物の高さについては、周辺施設との調和を図るため、原則2階建以下（高さ10m未満）としてください。

【B区域及び周辺エリア】

B区域及び周辺エリアは扇町公園の主要なエントランスゾーンの一つであるため、周辺の市街地景観に調和した設計とするとともに、道路に接する西側及び南側は、公園に容易にアクセスできるような形態としてください。また、自由広場への見通しを確保するとともに、みどりゾーン及びエントランスゾーンに相応しい、みどりと調和した開放感のある空間を創出する設計としてください。

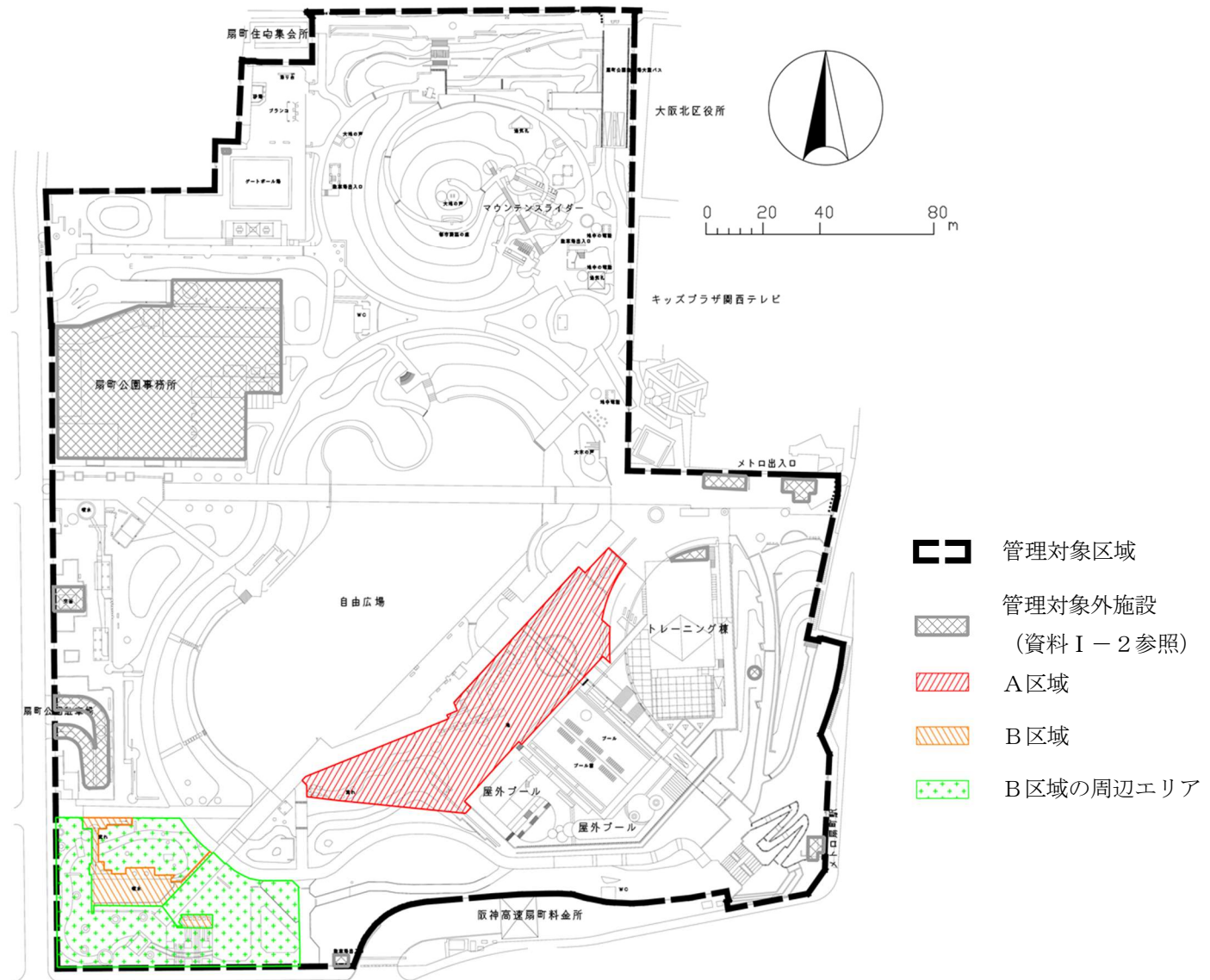
建築物の高さについては、原則1階建（高さ5m未満）としてください。

5 その他留意事項

- ・ 魅力向上事業で設置又は機能向上を図る施設（本号において以下「施設」という。）は、バリアフリーやユニバーサルデザインに十分配慮したものとし、利用者が安全かつ快適に利用できるように計画してください。
- ・ 省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、ライフサイクルコストの低減など、環境面にも配慮した施設計画としてください。
- ・ 電気、通信、水道、ガス及び下水道管を施設に供給する場合、指定管理事業者は園内及び周辺の敷設状況を確認し、各供給事業者と協議の上、可能な限り新たに引き込みを行ってください。やむを得ず大阪市の施設から供給する必要がある場合は、事前に大阪市の承諾を得てください。その場合の電気、通信、水道及びガスについては、使用料が明確になるよう、配置計画や整備を行ってください。

別図1 各エリアの位置図

(1) 全体図

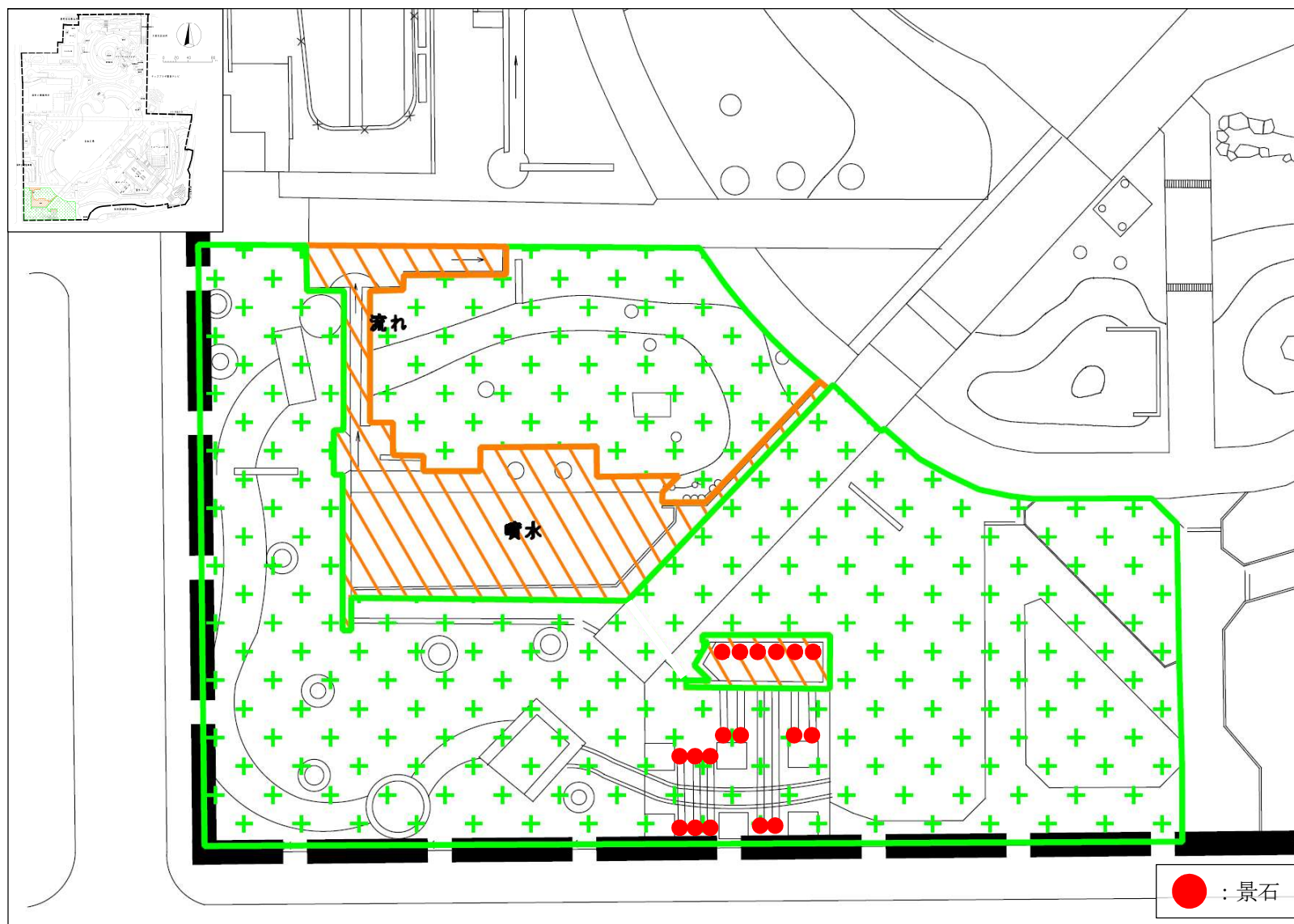


(2) A区域拡大図



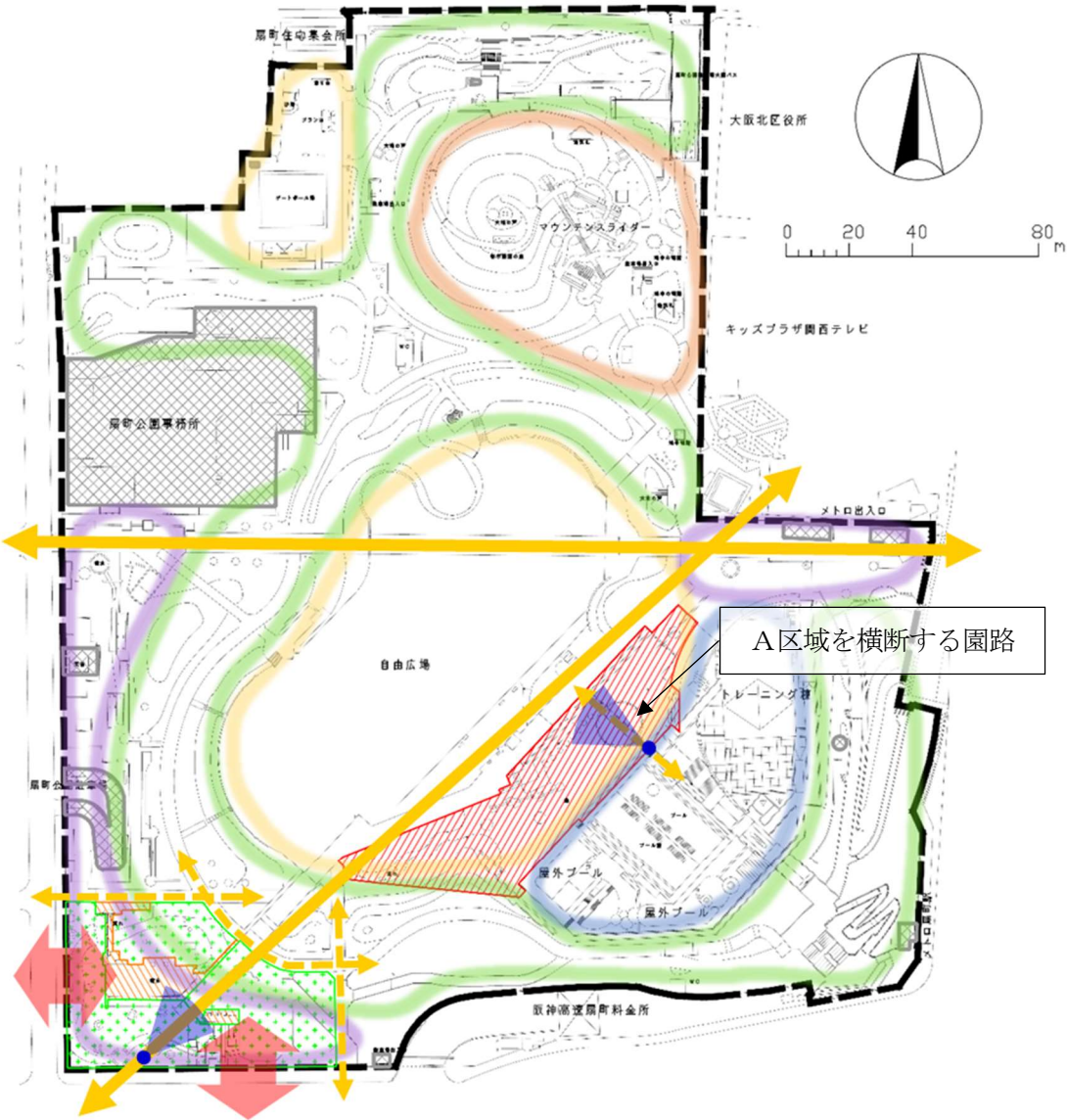
※ 面積：約 3,000 m²
 ※ 周縁の手すり等を含む

(3) B区域及び周辺エリア拡大図



※ B区域の面積：約 500 m²、周辺エリアの面積：約 3,400 m²

別図2 設計に関する主な要件



ゾーニング	凡例
みどり	
広場	
遊び	
スポーツ	
エントランス	

動線など	凡例
主要動線	
サブ動線	
アクセス動線	
見通し確保 ポイント	